

【要介護】  
通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】※平成30年8月より、一部の方の負担が3割となりました。

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照
6時間以上 7時間未満	要介護1	5840円	1割 584円
			2割 1168円
	要介護2	6890円	1割 689円
			2割 1378円
	要介護3	7960円	1割 796円
			2割 1592円
	要介護4	9010円	1割 901円
			2割 1802円
	要介護5	10080円	1割 1008円
			2割 2016円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
入浴介助加算（Ⅰ）	介護職員による入浴の実施	400円/回	1割 40円
			2割 80円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別・または5人程度の人数で、機能訓練指導員が直接実施（実施したときのみ）	560円/回	1割 56円
			2割 112円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別・または5人程度の人数で、機能訓練指導員が直接実施（実施したときのみ）	760円/回	1割 76円
			2割 152円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	サービスの質の向上を目的とし、個別機能訓練等の内容を厚生労働省にデータ提出フィードバックを受けます	200円/月	1割 20円
			2割 40円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士の割合を50%以上確保。より専門的な介護サービスを提供します	180円/回	1割 18円
			2割 36円
科学的介護推進体制加算	介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進。国の情報システムにデータ提出フィードバックを受けます	400円/月	1割 40円
			2割 80円
介護職員処遇改善加算	厚生労働省の計算式による	利用料×3.3%	

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合（一日につき）	940円	1割 94円
			2割 188円
送迎を行わない場合	送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行なう場合等の事業所が送迎を実施していない場合）	470円	1割 47円
			2割 94円

## （2）その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1枚につき263円の実費をいただきます。 ※廃棄処分料含む
尿パット	尿パットの提供を受けた場合、1枚につき105円(小)、158円(大)の実費をいただきます。 ※廃棄処分料含む
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品・レクリエーション費）について、費用の実費をいただきます。

## 介護予防型通所サービスの利用料

【基本部分：介護予防型通所サービス費】※平成30年8月より、一部の方の負担が3割となりました。

利用者の 要介護度		基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
要支援1	月に3回を超えてご利用される場合（4回～）	17980円	1割	1798円
			2割	3596円
	月に1回～3回までご利用される場合	4360円	1割（1回）	436円
			2割（1回）	872円
要支援2	月に7回を超えてご利用される場合（8回～）	36210円	1割	3621円
			2割	7242円
	月に1回～7回までご利用される場合	4470円	1割（1回）	447円
			2割（1回）	894円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額		
			基本利用料	利用者負担金	
サービス提供体制 加算（Ⅱ）	当該加算の要件に該当した場合 （一月につき） ※この加算については区分支給限度額には含まれません。	要支援1	720円	1割	72円
				2割	144円
		要支援2	1440円	1割	144円
				2割	288円
介護職員処遇改善加算	当該加算の要件に該当した場合 （一月につき）		厚生労働省の定める 計算式で算出する額		
科学的介護推進 体制加算	介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進 国の情報システムにデータ提出し、フィードバックを受ける		40円/月		

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件		減算額		
			基本利用料	利用者負担金	
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 （一月につき）	要支援1	3,760円	1割	376円
				2割	752円
		要支援2	7,520円	1割	752円
				2割	1504円
通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない時	470円	1割	47円	
		940円	2割	94円	

### (3) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1枚につき263円の実費をいただきます。 ※廃棄処分料含む
尿パット	尿パットの提供を受けた場合、1枚につき105円(小)、158円(大)の実費をいただきます。 ※廃棄処分料含む
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品・レクリエーション費)について、費用の実費をいただきます。